

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月2日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第45号

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成27年新潟市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」の次に「，新潟市認定こども園条例（平成29年新潟市条例第37号。以下「認定こども園条例」という。）第5条」を加える。

第2条中「第4項」の次に「，認定こども園条例第5条第2項，第3項及び第4項」を加える。

第3条第1項中「第8条」の次に「及び認定こども園条例第6条」を加える。

第5条中「保育所条例」の次に「，認定こども園条例」を加える。

第6条中「第7条第1項」の次に「及び認定こども園条例第5条第1項」を加え，「保育料及び」を「保育料並びに」に改める。

別表第1第3階層の項中「11，200」を「10，100」に改め，同表備考8中「5，600円」を「5，050円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は，公布の日から施行し，改正後の新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の規定は，平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則の規定により徴収し、又は徴収すべきであった利用者負担額については、なお従前の例による。